

福島市商店街等活性化イベント支援事業補助金の交付等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 市は、中心市街地をはじめ各地域の商店街等の賑わいを創出するとともに、交流人口拡大など地域経済の活性化を図るため商店街等が実施するイベント等事業に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金等を交付する

(補助事業者)

第2条 補助事業者の範囲は、それぞれ次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事務所等を有する組合で、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条に規定する生活衛生同業組合
- (2) 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条各号に規定する複数の市内中小企業者が継続的な相互扶助を主たる目的として組織する団体で組合以外の団体及び市内の中小企業者4名以上で組織する共同団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助事業者が主催又は共催する地域経済の活性化を目的として開催するイベント等で、かつ、感染対策をとり、商業の振興に資するもので、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業
- (2) 商店街等が主催又は商店街等との共催事業
- (3) 市外からの誘客が見込める事業
- (4) 様々な業種の交流や連携が図られている事業
- (5) 地域が活性化するための演出が図られている事業
- (6) その他市長が商業の振興に資すると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するイベントは、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対するもの
- (3) イベントに係る全ての業務を補助対象者以外に委託するもの

- (4) 既に着手済みの事業
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費のうち、別表第一に掲げるものとする。

(補助額等)

第5条 1事業あたりの補助金等の額は、前条に規定する経費の10分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は30万円とする。ただし、第2条（1）に該当する商店街等及び中心市街地の活性化に資する次のいずれかに該当する事業の限度額は50万円とし、補助率は以下のとおりとする。

- (1) 商店街組合等が実施する事業・・・経費の3分の2以内の額
- (2) 第3次中心市街地活性化計画における中心市街地区域内で実施する事業
・・・経費の2分の1以内の額

2 第2条に定める補助対象事業者のおおむね3つ以上の共同による事業であって、かつ、イベントによる地域活性化が面的に広く図られるもので、市が共催するものについての補助金等の額は、前条に規定する経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は300万円とする。

3 補助は、第2条に規定する補助事業者につき、年2回を限度とする。ただし、同一のイベントは対象外とする。

4 同一団体が2回目の申請をする場合において、1回目の事業の実績報告が完了していない場合は2回目の申請は受理できないこととする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に指示する日までとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業者等の定款、その他これに準ずる書類
- (2) 補助事業者等の役員の氏名、住所を記した名簿

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 経費の配分の変更のうち、別表第一に掲げる事業種目相互間においていずれか低い額の20%以内の変更をすること。

(2) その他事業計画の細部を変更する場合。

2 規則第6条第1項第5号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者等は、補助金等の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- (2) 当該事業の目的を達成するために、期間中は継続して事業を実施しなければならないこと。ただし、やむを得ない事情等があると認める場合にはこの限りではない。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(事前着手)

第8条 申請者は、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手してはならない。

ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合に、補助金等事前着手届（様式第5号）を提出したときは、この限りではない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書

(補助金等の交付)

第10条 規則第17条第1項ただし書きの定めにより、市長が必要と認めるときは、当該事業にかかる額が確定する前に概算により補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 規則第18条第3号の定めにより、市長が補助金等の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第12条 規則第19条第1項の定めにより、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 規則第20条第1項ただし書きの市長が定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する市長が定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類 (1) その取得価格が50万円をこえるもの

処分の制限を受ける期間 5年

(会計帳簿の整理等)

第14条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 6月 1日から施行する。

附 則

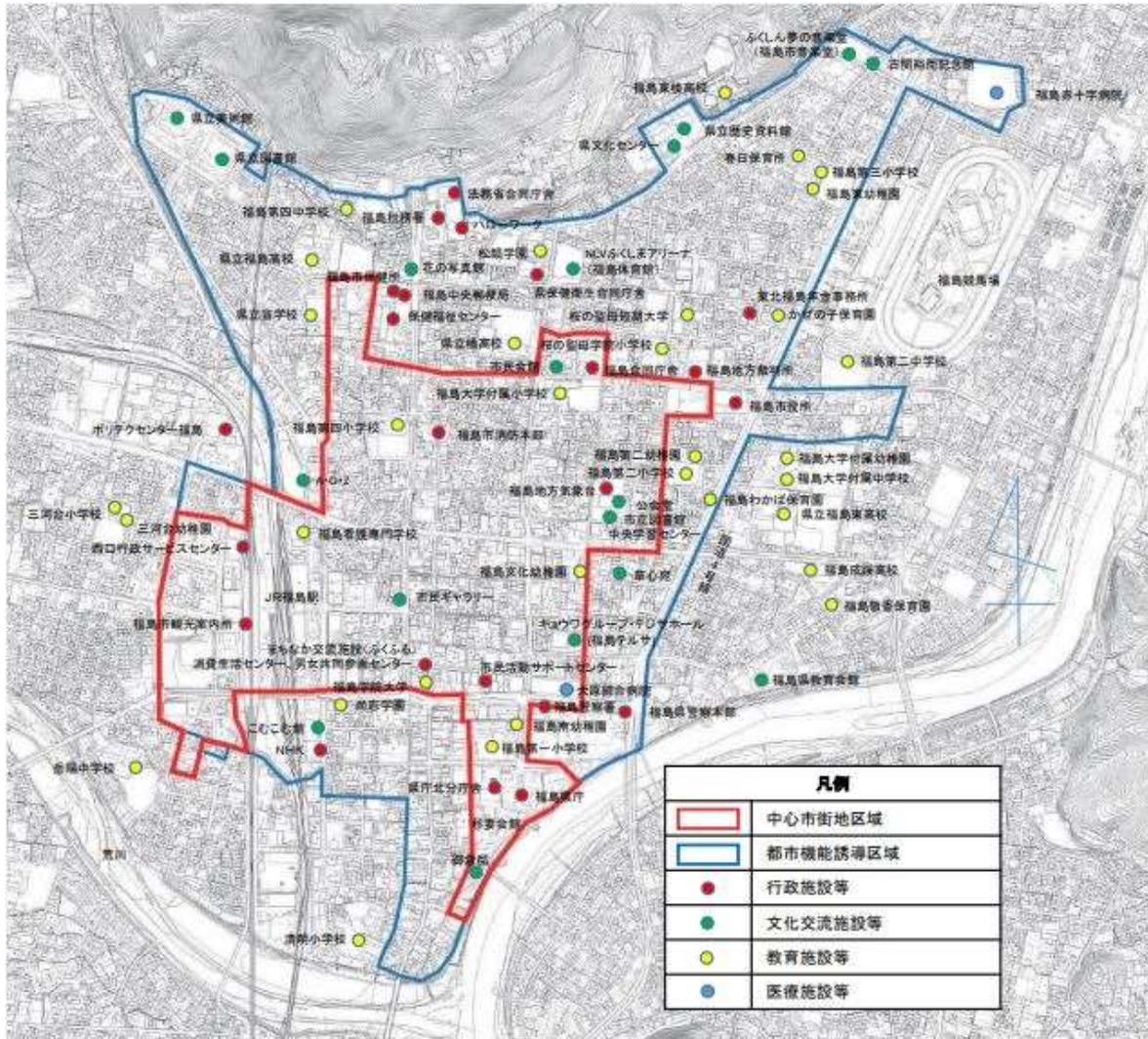
この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

第5条関係

第3次中心市街地活性化計画における中心市街地地域



別表第一

補助対象経費

No.	経費区分	内 容	助成限度額等
1	報償費	出演者等に対する謝金	当該事業用と明確に区分できるものとし、事業費の20%未満とする。
2	旅費	出演者等に対する旅費、宿泊費	当該事業用と明確に区分できるものとし、事業費の20%未満とする。
3	会議室借用費	事前打合せ等に係る会議室借上費用	
4	会場借用費	イベント会場の借上費用	
5	会場設営費	イベント会場の会場設営費用	
6	通信運搬費	郵便、電話等通信、運搬に要する経費	当該事業用と明確に区分できるものに限る。
7	広告宣伝費	チラシ、ポスター作成に要する経費	安売り等のチラシは対象外とする。
8	イベント費	他の費目に属さないイベント経費	金券は対象外とし、賞品等は総事業費の30%未満とする。 物販等の仕入れにかかる経費は除く。
9	賃借料	機材等のレンタルに要する経費	
10	消耗品費	事務用品等消耗品に要する経費 (使用耐用期限が1年未満のもの)	備品と解されるものは除く。
11	委託費	イベントの運営、警備等に要する経費	対象事業費の50%以下とする。
12	光熱水費	水道、電気、ガス、燃料等の経費	当該事業用と明確に区分できるものに限る。
13	食糧費	事前打合せに関する費用及びイベント開催日の運営従事者の弁当及び飲料費	酒類は対象外とし、限度額は事業費の10%、上限50,000円までとする。
14	人件費	アルバイト等の賃金	臨時に雇用される賃金に限る。
15	雑費	保険、保管料、手数料等に要する経費	
16	感染症対策費	新型コロナウイルス感染防止に要する経費(他の経費とは別途計上すること)	賃借料、備品費、消耗品費、人件費等
17	その他市長が必要と認める経費	上記以外の経費で市長が必要と認める経費	